

エコアクション21

令和5年度環境活動レポート

(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

株式会社 中部建材センター

作成日: 令和6年6月20日

目次

1. 環境方針

2. 組織の概要

3. 最終処分までの処理工程図

4. EA21実施体制

5. 環境目標

6. 環境活動計画 R5年度

7. 環境活動計画の取組結果とその評価・次年度取組内容

8. 環境目標実績

9. 法令 チェック結果表

10. 全体の取組状況の評価及び見直しの結果

11. 環境活動計画 R6年度

1.環境方針

【環境理念】

当社は、健全な地球環境が共通の財産と認識し、廃棄物の収集運搬、中間処理活動に付帯する全ての事業活動において、自主的積極的に環境負荷の低減に努め、
私たちと私たちの子孫のために、健康と美と、永続性のある社会の実現に取り組みます。

【行動指針】

環境保全活動を推進するにあたり、以下に主な活動計画を掲げ取り組みます。

- ① 全社員に環境に関する教育・訓練を行い、環境保全の意識を高めます。
- ② 省エネルギーに取り組み、電力及び自動車燃料による二酸化炭素排出量を削減します。
- ③ 分別の徹底・リサイクルの推進に努め廃棄物排出量を削減します。
- ④ グリーン購入を推進します。
- ⑤ 環境関連の法律及びその他の環境関連要求事項を遵守します。
- ⑥ 水資源の節水に取り組みます。

平成26年7月7日

株式会社 中部建材センター

代表取締役

安本 辰雄

2.組織の概要

(1) 名称及び代表者

株式会社 中部建材センター 代表取締役 安本 辰雄

(2) 所在地

本 社： 愛知県みよし市三好町平池53番地1

東郷中間処理場： 愛知郡東郷町大字諸輪字東諸輪116番1(選別)

東郷中間処理場： 愛知郡東郷町大字諸輪字永丁58(破碎)

みよし中間処理場： みよし市筋生町川岸当15番3(破碎)

(3) 環境管理責任者氏名及び連絡先

環境管理責任者 出原里美

電話 0561-34-0477

FAX 0561-34-4980

(4) 事業内容

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業(選別・破碎)

(5) 事業の規模

設立年月日 2001年 1月 4日

資本金 1000万

売上高 473, 000千円(令和4年10月1日～令和5年9月30日)

	本社	東郷処分場	駐車場・みよし処分場
従業員	10名		無人
延床面積	2318.71㎡		

受託した産業廃棄物の中間処理量(令和5年4月～令和6年3月)

廃棄物の種類	中間処理量(t)
廃プラスチック類 紙類	312.3
木くず	1631.0
ガラス・陶磁器	246.3
繊維くず	22.0
がれき類	3670.0
ボード	1347.1
混合	1377.3
合計	8606.0

受託した産業廃棄物の収集運搬量(令和5年4月～令和6年3月)

	運搬量(t)
混合廃棄物	7056.0

車両保有台数

車種	台数	備考
キャブオーバー	1台	名古屋100つ1439
脱着装置付コンテナ専用車	1台	三河100さ7860
キャブオーバー	1台	三河100せ7111
キャブオーバー	1台	三河100は4791
キャブオーバー	1台	三河100せ456
脱着装置付コンテナ専用車	1台	三河100せ7048
キャブオーバー	1台	三河100せ3715
脱着装置付コンテナ専用車	1台	三河400な3108
キャブオーバー	1台	名古屋100と153
キャブオーバー	1台	名古屋100つ5320
脱着装置付コンテナ専用車	1台	名古屋100ち4204
キャブオーバー	1台	三河100せ8357
脱着装置付コンテナ専用車	1台	三河100は5358

【対象範囲(認証・登録範囲)・活動】

対象範囲： 組織 全組織

活動 前記事業内容のとおり

【許可・登録の内容】

■ 産業廃棄物処分業

管轄	許可取得年月日	許可有効年月日	許可証区分	許可番号
愛知県	令和5年3月13日	令和12年3月6日	産業廃棄物処分業	02320084074

廃棄物の種類

ア:選別

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上7品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ:破砕

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上5品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

① 選別施設

設置場所: みよし市筋生町川岸当15番3

処理能力: 97.2m³/日 (8.1m³/時間)

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

② 選別施設

設置場所: 愛知郡東郷町大字諸輪字東諸輪116番1

処理能力: 97.2m³/日 (8.1m³/時間)

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

③ 破砕施設

設置場所: 愛知郡東郷町大字諸輪字永丁58

処理能力:

廃プラスチック類	4.8t/日 (0.604t/時間)
紙くず	4.3t/日 (0.541t/時間)
木くず	4.9t/日 (0.618t/時間)
繊維くず	2.6t/日 (0.337t/時間)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.8t/日 (0.612t/時間)

■ 産業廃棄物収集運搬業

管轄	許可取得年月日	許可有効年月日	許可証区分	許可番号
愛知県	令和5年3月7日	令和12年3月6日	産業廃棄物収集運搬業	02310084074

廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上10品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

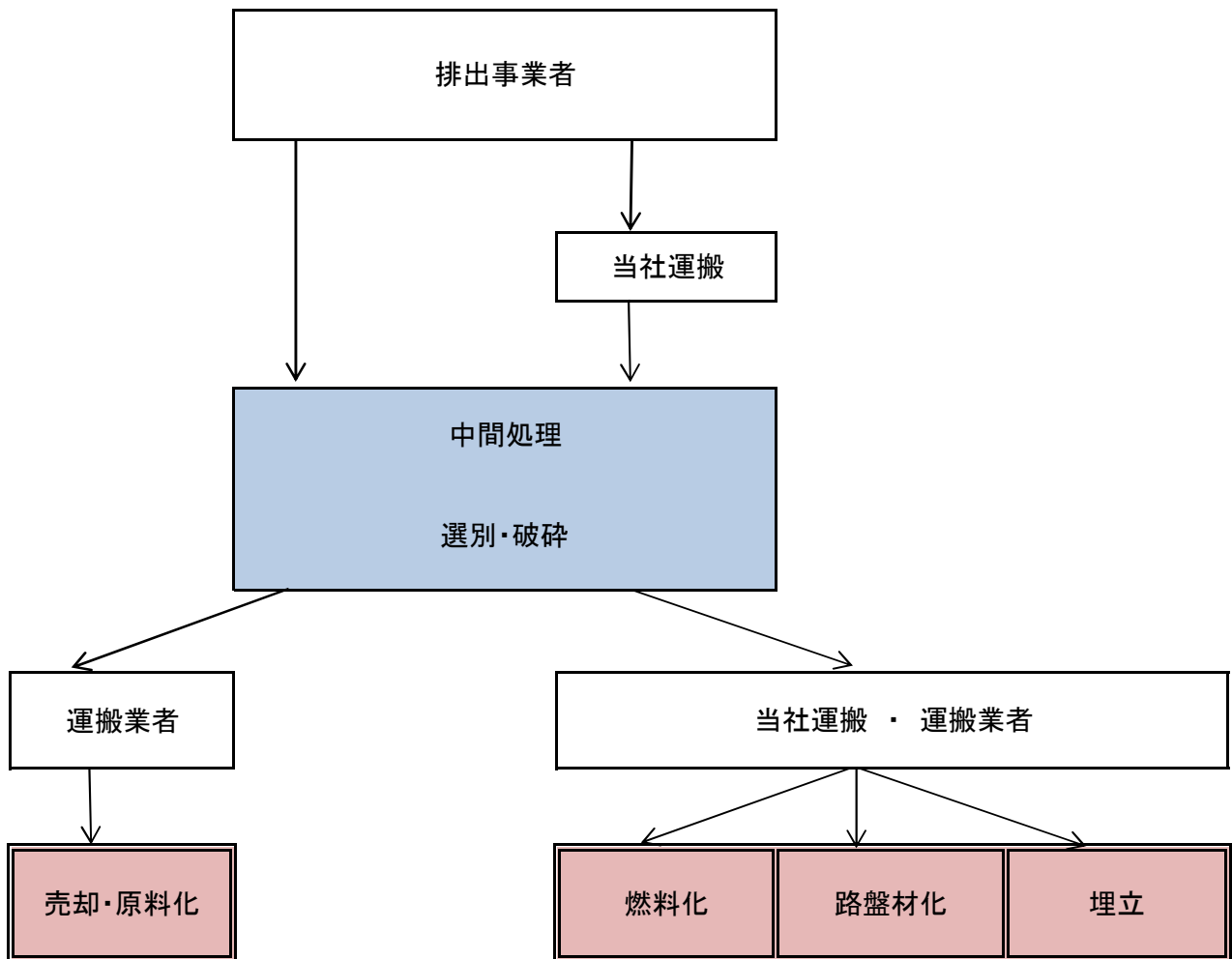
所在地: 愛知郡東郷町大字諸輪字東諸輪116番1

面積: 799m²(保管面積68.95m²)

保管上限: 108.5m³

高さ: 2m

3.最終処分までの処理工程図

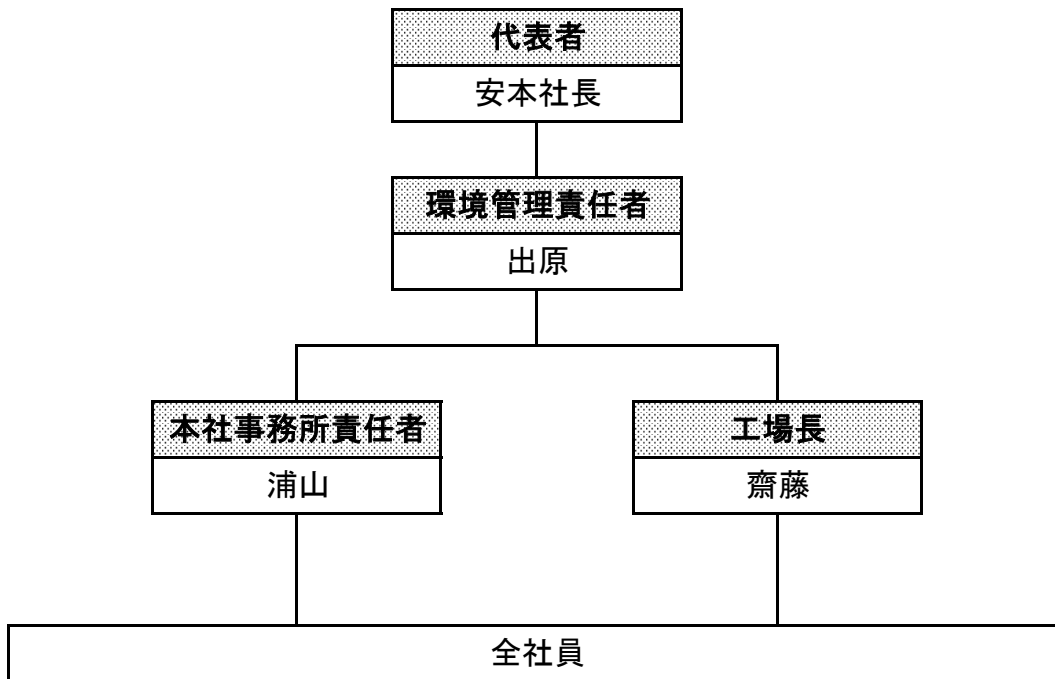


4.EA21実施体制

令和6年6月20日確認

【実施体制図】

発行日	平成28年3月15日
作成責任者	安本 辰雄



【役割・責任・権限】

役割	責任・権限
代表者	全体の評価・見直しをする・環境管理責任者の任命 取り組み対象組織の決定・環境方針の策定
環境管理責任者	環境システムの構築・推進・見直しを行い、その状況を代表者へ報告
事務所責任者	自部門の取り組みに関し、環境管理責任者に準じた責任を持つ
環境管理責任者	環境関連文書及び記録の素案作成・文書記録一覧表管理
工場長	取り組み実施、実施状況の確認
全社員	環境方針・環境目標・環境活動計画を理解し取り組む

5.環境目標(令和5年度まで)

発行日	令和3年5月1日		
文書識別	■作成	□変更	□改定
作成責任者	安本 辰雄		

環境方針の項目	取り組みの項目	目標種別	単位	年間の増減目標			
				(年度は4月～翌年3月)			
					令和3年度	令和4年度	令和5年度
				基準値	-1%	-2%	-3%
二酸化炭素の排出量削減	二酸化炭素排出量の削減	総量	kg-CO2	192,008	190,088	188,168	186,248
	電力の使用量削減	総量	kwh	6,235	6,173	6,110	6,048
	灯油の使用量削減	総量	L	520	515	510	504
	ガソリンの使用量削減	総量	L	3,416	3,382	3,348	3,314
	軽油の使用量削減	総量	L	69,554	68,858	68,163	67,467
廃棄物の排出量削減・再資源化率向上	一般廃棄物の排出量削減	総量	t	0.048	0.048	0.047	0.047
	産業廃棄物の再資源化率	総量	%	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
排水量の削減	上水使用量の削減	総量	m³	106	104	103	102

基準値を平成30年度～令和2年度の平均値に変更した。
化学物質の使用はありません。

5.環境目標(令和8年度まで)

					発行日	令和6年5月1日		
					文書識別	■ 作成	□ 変更	□ 改定
					作成責任者	安本 辰雄		
環境方針の項目	取り組みの項目	目標種別	単位	年間の増減目標				
				(年度は4月～翌年3月)				
					令和6年度	令和7年度	令和8年度	
				基準値	-1%	-2%	-3%	
二酸化炭素の排出量削減	二酸化炭素排出量の削減	総量	kg-CO2	231,208	228,896	226,584	224,272	
	電力の使用量削減	総量	kwh	7,635	7,559	7,482	7,406	
	灯油の使用量削減	総量	L	857	848	840	831	
	ガソリンの使用量削減	総量	L	4,452	4,407	4,363	4,318	
	軽油の使用量削減	総量	L	83,481	82,646	81,811	80,977	
廃棄物の排出量削減・再資源化率向上	一般廃棄物の排出量削減	総量	t	0.040	0.040	0.039	0.039	
	産業廃棄物の再資源化率	総量	%	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	
排水量の削減	上水使用量の削減	総量	m³	58	57	56	56	

基準値を令和5年度の実績値に変更した。
化学物質の使用はありません。

6.環境活動計画(令和5年度)

令和5年5月1日

安本 辰雄

環境目標	具体的な取り組み内容	確認方法	責任者	取組開始 R5.4	取組終了 R6.3
電力の使用量削減	エアコンフィルター清掃	点検表	工場長	通年で取組む	
	PCの省エネモードの設定		工場長	通年で取組む	
	就業時電源OFFの徹底	点検表	工場長	通年で取組む	
	ノーワークデーの実施		工場長	通年で取組む	
ガソリン・軽油・灯油の使用量削減	回収ルートの最適化	使用量	工場長	通年で取組む	
	作業時間・待機の短縮化				
	エコドライブの徹底	使用量	工場長	通年で取組む	
	アイドリング時間の短縮				
	車両点検の実施	使用量	工場長	通年で取組む	
	ドライブレコーダー導入				
一般廃棄物の削減	裏紙使用 両面コピーの促進	使用量	工場長	通年で取組む	
	私物ごみの持ち帰り徹底				
産業廃棄物の削減	分別の徹底	リサイクル率	工場長	通年で取組む	
水道使用量の削減	節水のラベル表示	使用量	工場長	通年で取組む	

7. 環境活動計画の取組結果とその評価・次年度取組内容

			発行日	平成31年4月1日
				令和6年4月10日
			文書識別	■作成 □変更 □改定
			作成責任者	安本 辰雄
環境目標	具体的な取り組み内容	取組結果	評価	
電力の使用量削減	エアコンフィルター清掃	○	定期的に(月に1度)、エアコンフィルターの清掃を実施した。 事務所内の電力使用においては、常に節電意識を持って行動できたと思う。	
	PCの省エネモードの設定	○		
	就業時電源OFFの徹底	○		
	ノーワークデーの実施	○		
ガソリン・軽油・灯油の使用量削減	回収ルートの最適化	△	安全運転・エコドライブに心掛けた。重機においてもエコモード運転で意識向上に努めた。 産廃の回収については、更なる効率重視のルート設定を計画していきたい。 ドライブレコーダーは、全台設置を目指す。	
	作業時間・待機の短縮化	△		
	エコドライブの徹底	○		
	アイドリング時間の短縮	○		
	車両点検の実施	○		
	ドライブレコーダー導入	△		
一般廃棄物の削減	裏紙使用 両面コピーの促進	○	今後も引き続き、削減に取り組む	
	私物ごみの持ち帰り徹底	○		
産業廃棄物の削減	分別の徹底	○	再資源化率が、前年比1%のプラスとなった 更なる向上を目指す	
水道使用量の削減	節水のラベル表示	○	節水を常に意識し、今後も引き続き削減に取り組む	

8.環境目標実績

発行日	令和6年4月10日		
文書識別	■作成	□変更	□改定
作成責任者	安本 辰雄		

環境方針の項目	取り組みの項目	単位	年間の削減目標又は取組み頻度				
			(年度は4月～3月)				
			令和5年度				
			基準年度	増減目標	目標数値	実績数値	増減%
二酸化炭素の排出量削減	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2	192,008	-3%	186,248	231,208	20%
	電力の使用量削減	kwh	6,235	-3%	6,048	7,635	22%
	灯油の使用量削減	L	520	-3%	504	857	65%
	ガソリンの使用量削減	L	3,416	-3%	3,314	4,452	30%
	軽油の使用量削減	L	69,554	-3%	67,467	83,481	20%
廃棄物の排出量削減	一般廃棄物の排出量削減	t	0.0480	-3%	0.047	0.4000	733%
	産業廃棄物の再資源化率	%	80.0	+3%	82	88.9	11%
排水量の削減	上水使用量の削減	m³	106	-3%	102	58	-45%

(注) 購入電力の排出係数について
中部電力 2021年度:0.388(kg-CO2/kWh)使用

コメント
処分委託量や、遠方からの収集運搬が増加した為、電気、灯油、ガソリン、軽油の使用量が増加してしまいました。
節電、回収ルートの見直し、エコドライブを徹底していきたいと思います。

9.環境関連法規等取りまとめ表及び遵守状況のチェック結果表

作成日	平成26年11月1日
見直し日	令和6年3月22日
承認者	安本 辰雄
遵守評価日	2024/3/22

環境関連法令等	法、条例等の項目概要	適用内容	遵守評価	備考
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) 11～14条 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(愛知県) 条例第4,7,8条及び同施行規則第8条	収集運搬・処分までの保管 ・基準保管基準にしたがって生活環境の保全上支障のない保管をする。	・保管基準にしたがった保管	○	
	産業廃棄物の保管基準 ・周囲に囲いを設ける ・縦横60cm以上の掲示板を設ける(責任者氏名又は名称、連絡先、産業廃棄物の種類、積み上げることが出来る高さ等) ・飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散しないように不浸透性材料で覆う	・周囲の囲い ・掲示板を設け必要事項の記載 ・不浸透性材料での覆い	○ ○ ○	
	処理困難通知 ・産業廃棄物処理業者は、収集運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者すべてにその旨を通知しなければなりません。	・委託者(排出事業者)に通知(処理困難通知)をすることが義務付けられました。 ・通知を受けた委託者は適正処理のために必要な措置を講じる必要があります。	○	
	産業廃棄物収集運搬の基準(自ら運搬又は処理する場合) ・運搬車、運搬容器からの飛散・流出・悪臭が漏れないこと ・運搬車の外側に産業廃棄物の収集又は運搬車であることを表示する(指定ある)	・運搬車、運搬容器からの飛散・流出・悪臭が無い	○	
		・運搬車の外側に産業廃棄物の収集又は運搬車表示	○	
	収集運搬の委託基準、処分に係る委託基準 ・委託しようとする産業廃棄物が収集運搬業者、処分業物の事業範囲に含まれている(許可証の写し等で確認) ・委託しようとする産業廃棄物が収集運搬業者、処分業物の事業範囲に含まれている(許可証の写し等で確認) ・委託契約書に所定の内容が含まれている(委託契約書の締結) ・委託契約書の終了後、5年間保存	・委託契約書の締結	○	
		・許可証の写し等の確認	○	
	マニフェスト制度 ・排出事業者はマニフェストを交付し、処分が終わり次第写しを受け取り、処理状況、最終処分を確認する ・前年度のマニフェスト交付状況を6月末までに報告する ・マニフェストの5年間保存	・委託契約書の終了後、5年間保存	○	
		・排出事業者はマニフェストを交付し、最終処分までを確認する	○	
		・マニフェスト交付状況報告(6月末)	○	
	飛散防止、保管基準の順守、委託者への通知 運搬時の表示・書類携行 前年度の実績を毎年6月30日までに報告書を県知事に提出	・マニフェストの5年間保存	○	
		・実績報告書提出	○	
	委託先の現地確認 ・委託する産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを、少なくとも年1回、実地に確認する(優良認定業者は不要) (共通事項:許可証の内容と実態、委託廃棄物量と処理能力、必要な講習の受講、周辺住民の苦情 収集運搬業者:運搬車、運搬容器、積み替え保管場所、周辺の排水路・搬入経路等 中間処理業者・最終処分業者:敷地内に未処理の廃棄物の過剰保管、排水設備・堀により飛散流出等の周辺環境に配慮)	・委託先の現地確認(年1回)	○	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家庭用機器の排出は、小売店に収集運搬料金とリサイクル料金を支払い引き渡す。 特定家電:テレビ(液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	・収集運搬料金とリサイクル料金を支払い管理票(家電リサイクル券)の写しを受け取る	○	

環境関連法令等	法、条例等の項目概要	適用内容	遵守評価	備考
県民の生活環境の保全等に関する条例(アイドリングストップ)	事業活動に伴い従業者が自動車を運転する場合には、事業者は、その従業者にアイドリングストップを指導することが義務付けられている。	・運転者教育の実施(教育記録)	○	
自動車NOX・PM法 4,6,12条	自動車使用事業者又は運送業者 ・自動車使用事業者:愛知県内では「自動車NOX・PM法適合車ステッカー貼付の自動車を使用するように努める ・運送業者:自動車排出窒素酸化物の排出抑制に努める	・「自動車NOX・PM法適合車」ステッカー貼付	○	
騒音規制法 5・6・10・14条 県民の生活環境の保全等に関する条例 振動規制法 5・6・10・14条 県民の生活環境の保全等に関する条例	騒音・振動の基準順守	騒音・振動の基準順守	○	
フロン排出抑制法 法2、4条 法19の3 法20条の2	フロン類を使用した業務用冷凍空調機器の使用者 ・廃棄時に第一種特定製品廃棄等実施者になり、費用を払ってフロン類回収業者に引き渡し、回収依頼書又は委託確認書を交付、引取り証明書を受領してこれらを3年間保管 ・処理費用支払以外の下取り、非鉄金属スクラップ卸売業者売却も対象 ・中古機器として売却は対象とならないで、中古機器販売店が対象 ・点検の実施	・引取り証明書の3年間保管 ・重機、点検記録の保管	○	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	対象:ガラス製容器、紙製容器包装、PETボトル、プラスチック性容器包装、発泡スチロールトレイ 特定事業者:①特定容器製造事業者(容器、包材メーカー)、②特定容器利用事業者(食品メーカー等)、③特定包装利用事業者(小売業者等) 適用除外:製造業など、20人以下、2億4千万円以下、商業・サービス業:5人以下7千万円以下	消費者:分別排出 市町村:分別収集 事業者:再商品化義務、帳簿の記載5年間保管	○	
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。	・一般的責務として努力する(環境方針項目のため)	○	
浄化槽保守点検、法令検査			○	

なお、環境法規関連への違反はありません
関係当局より訴訟・違反等の指摘も過去3年間ありませんでした

10.代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

全体評価

○環境活動目標と達成状況

今年度の再資源化率は88.9%となり、前年度比プラス1%と2年連続で良い結果となりました。次年度は、混合廃棄物の再資源化をさらに進めていきたいと思えます。

産業廃棄物の収集運搬量、軽油量は前年度とほぼ横ばいとなっておりますが、

CO2排出量について目標未達となってしまいました。

CO2排出量の約94%を軽油が占めております。まずは取り組みやすい目標設定にして目標達成を目指します。

○環境関係法規等の遵守状況

違反やクレームもなく、業務を遂行することができました。

環境方針・目標・計画及び実施体制の見直し

CO2排出量について目標設定の見直しが必要かと思われます。

統括

EA21の活動を始めてから、環境を意識して日々の業務に取り組むようになりました。

社員一人一人が責任を持ち、効率的に作業ができるように取り組んでまいります。

令和6年4月22日

株式会社 中部建材センター

代表取締役 安本 辰雄

11.環境活動計画(令和6年度)

令和6年5月1日

安本 辰雄

環境目標	具体的な取り組み内容	確認方法	責任者	取組開始 R6.4	取組終了 R7.3
電力の使用量削減	空調機器の設定 (室温 夏28℃ 冬20℃)		工場長	通年で取組む	
	クールビズ、ウォームビズの徹底		工場長	通年で取組む	
	不要な照明の消灯 (昼休み、使用時以外)	点検表	工場長	通年で取組む	
	ノーワークデーの実施		工場長	通年で取組む	
ガソリン・軽油・灯油の使用量削減	回収ルートの最適化	使用量	工場長	通年で取組む	
	作業時間・待機の短縮化				
	急発進、急ブレーキを行わない	使用量	工場長	通年で取組む	
	タイヤの空気圧の確認	点検表	工場長	通年で取組む	
	車輛管理				
一般廃棄物の削減	文書類の電子化	使用量	工場長	通年で取組む	
	私物ごみの持ち帰り徹底				
産業廃棄物の削減	分別の徹底	リサイクル率	工場長	通年で取組む	
水道使用量の削減	雨水の再利用	使用量	工場長	通年で取組む	